

欧州特許機構管理理事会特別委員会、
欧州単一特許の更新手数料水準の素案を採択

2015 年 6 月 25 日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）は、6 月 24 日、欧州単一特許（以下「単一特許」という。）の更新手数料水準について EPO が提出した素案の内、2012 年 12 月に合意された単一特許制度の枠組みに参加する 25 か国中、現在ほとんどの欧州特許が権利化（validate）されている上位 4 か国に対して支払われる更新手数料に相当する水準のものが、欧州特許機構管理理事会特別委員会（Select Committee of Administrative Council of the European Patent Organisation：以下「特別委員会」という。）によって採択された旨を、同日（6 月 24 日）に同庁のウェブサイトにて公表した。

なお、特別委員会は、2012 年 12 月に合意された単一特許規則（単一特許保護の創設の領域における強化された協力を実施する 2012 年 12 月 17 日欧州議会及び理事会規則(EU) No 1257/2012）第 9 条(2)の規定に基づいて設置された委員会であり、単一特許の更新手数料の水準及び更新手数料の参加加盟国への配分割合を決定し、EPO によって行われる単一特許の管理業務を統治・監視する組織。

上記ウェブサイトの情報によれば、採択された更新手数料水準の素案は、2012 年 12 月に合意された単一特許制度の枠組みに現時点で参加している¹25 か国中、現在ほとんどの欧州特許が権利化（validate）されている上位 4 か国（ドイツ、フランス、イギリス、オランダ）に対して支払われる必要がある更新手数料に相当する水準であり、4 年後の見直し条項も盛り込まれた。バティステリ EPO 長官からは、今般採択された料金水準は、ユーザー負担と EPO 及び参加国の健全な財政のバランスが取れたものであり、単一特許の成立に向けた重要な一歩であると好意的なコメントが寄せられている。

本決定は、単一特許による収入に係る参加国への分配原則に係る決定に関連するものであり、全体的決定は、秋季に最終決定されるものと報じられている。

— EPO のウェブサイトの情報は、以下参照 —

[Business friendly fee pattern adopted for the Unitary Patent](#)

— 特別委員会のウェブサイトは、以下参照 —

[Select Committee](#)

¹ なお、現時点では欧州単一特許制度の枠組みに参加していないイタリアも、5 月下旬に開催された EU 競争力理事会において、同枠組みへの参加を決定した旨を表明している。

- 欧州単一特許の準備の進ちよく状況に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —
[欧州特許機構管理理事会特別委員会，EPO が提出した欧州単一特許の更新手数料水準の素案の議論を開始\(2015 年 3 月 31 日\) \(PDF\)](#)
[ビジネスヨーロッパ，欧州特許庁作成の欧州単一特許の更新手数料水準の素案に対し懸念を表明する書簡を公表 \(2015 年 3 月 20 日\) \(PDF\)](#)
[欧州統一特許裁判所準備委員会，準備の進捗状況と今後の予定を公表 \(2014 年 9 月 18 日\) \(PDF\)](#)
[欧州特許機構，欧州単一効特許に関する作業スケジュールを公表 \(2103 年 8 月 6 日\) \(PDF\)](#)
- イタリアの欧州単一特許への参加表明に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —
[イタリアが欧州単一特許への参加を表明 \(2015 年 6 月 1 日\) \(PDF\)](#)

(以上)